

事業概要シート

事務事業コード	事務事業名称	事業区分	所属コード	担当課
104010203	生活助成金支給事業	一般	4200	障がい福祉課

事業開始年度	昭和55年度
--------	--------

◆事業の性質分類

<input type="radio"/>	①ソフト関係事務事業(市民サービス)	<input type="radio"/>	④施設等の維持管理的な事務事業
<input type="radio"/>	②整備関係事務事業	<input type="radio"/>	⑤行政の内部管理事務事業
<input type="radio"/>	③施設等の建設事務事業	<input type="radio"/>	⑥経常的な事務事業

【注】公の施設の維持管理的な事業で指定管理者等の導入可能性があるものは①、④の両方が該当するため両方に○印を付ける。

◆事業の背景

市民ニーズ・地域課題	関係法令、関係計画等
一般的に所得が少ない重度障がい者世帯及び母子世帯に対し、日常生活に欠かせない上下水道利用に伴う使用料の経済的負担の軽減を図るため実施するものである。	第三次長岡京市障害者(児)福祉基本計画

◆事業の目的

【事業の対象】・利益を受ける人 ・最終的に影響を及ぼすことを予定している人、もの 等	【事業の目指す成果】・左記の対象がどのような状態になることを目指していますか ・成果として具体的に何か 等
誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、所得が低く、負担能力が低い重度障がい者世帯及び母子世帯を対象とし、かつ世帯全体の市民税非課税を受給要件としている。20年度の支給件数は327世帯で、19年度と比較すると64件増加しており、とりわけ母子世帯の増加が顕著となっており、今後の対象件数も増加傾向で推移する事が見込まれる。	生活助成金の支給により、生活に不可欠な上下水道料金にかかる経済的負担の軽減を目指す。

◆事業費の推移 (単位:円)			H19実績	H20実績	H21見込み	
収入	使用料・手数料		0	0	0	
	国支出金(補助率)		0	0	0	
	府支出金(補助率)		0	0	0	
	その他()		0	0	0	
	合計		0	0	0	
支出	人件費(概算)	正規職員	従事人員(人)	0.20	0.20	0.20
			人件費	1,600,000	1,600,000	1,600,000
	嘱託・再任用職員	従事人員(人)				
		人件費				
	事業費(予算・決算)		2,914,320	3,502,125	3,491,000	
合計		4,514,320	5,102,125	5,091,000		
収支	一般財源充当額		4,514,320	5,102,125	5,091,000	
	対象者あたり一般財源充当額		(母数:263世帯) 17,165/世帯	(母数:327世帯) 15,603/世帯	(母数:320世帯) 15,909/世帯	

主な事業費の詳細 (H21見込み)	生活助成金 3,428,000円(3,174円/月×1,080円)
-------------------	-----------------------------------

◆事業の内容	
事業の手法	事業の内容
○ 直営	平成17年度より所得制限(世帯全体が市民税非課税)を導入したことから、毎年7月からの申請書受付開始とし、審査後、年2回に分け助成金を支給している。(10月、4月) 支払方法は口座振り込みのみ。 (平成20年度支払状況) 327件:3,502,125円(障がい者世帯191件、母子世帯136件)。前年度比64件の増(内訳:障がい者世帯36件、母子世帯28件)
全部委託	
一部委託	
指定管理	
その他	

◆事業の類似			
市における類似事業について	なし	近隣市町における類似事業について	なし

◆過去の経過	
これまでの課題	左記の課題への、これまでの対応
生活保護世帯への支給については、当該経費分が生活扶助として一定積算され給付されている状況から、2重給付に当たるのではとの意見から、検討が求められた。	平成13年度から、生活保護世帯を対象外とした。

◆現状の分析と課題	
①【必要性】・現在も市民に必要とされる事業か ・環境変化により事業目的は薄れてないか ・廃止した場合の影響は何か	②【市関与の妥当性】・市が行うべき事業か ・類似事業を行う他団体はないか ・市が行わない場合の影響は何か
現実的に受給者にとって、月額1,080円の助成額が効果をもたらしているか、検討が必要である。また、世帯の判断を住民票のみで行い、支給の可否を判断しているが、現実的には、住民票は別であるが、同一住所地で生計を同一にしている両親などの世帯員がいる場合もあり、実際に受給者以外の者が請求に基づき支払いをしているケースが散見されることから、上下水道料の支払いをされていない場合には、見直し、改善が必要と考えられる。	市が実施すべき事業である。
③【手法の適正】・現在の手法は最も適正なものであるか ・手法を変更する可能性はないか ・変更する場合の課題は何か	④【その他の課題】・現在の内容で目的は果たせるか ・経費や時間等に無駄はないか 等
事業の手法については適切と判断している。	生活助成金受給者の現実的な公共下水道料金の支払状況と比較した時、現在の助成内容等が実質的に一定の効果をもたらしているか、検証等を行う必要性がある。

◆今後の方向性と課題への対応	
方向性	【方向性の理由と想定される課題への対応】
○ 継続	助成対象を決める世帯のとらえ方として、住民票は別であっても、同一住居に居住する世帯員(主に両親)がいるケースの場合で、当該料金の支払いを障がい者本人でなく、利用契約に基づき契約者である親等が支払い、障がい者本人が一切支払っていないケースの場合は、制度の趣旨からも対象から除外する等の整理、見直しが必要であるように考えられる。
拡大	
縮小	
統合	
外部委託	
廃止	
その他	

所属長コメント(事業の展望)
 障害者自立支援法の導入を契機に、障がい者本人と他の家族員の住民票を分離ケースが増大する中で、対象世帯のとらえ方の検討、見直しが必要と判断する。また、制度創設から29年が経過する中で、今の時代に適合した事業であるか、助成制度の内容を踏まえ疑義が生じてきているように思われる。